◇本体建築 ※表示は消費税を除いた価格 9/25入札

落札価格	2,798,000,000 円
（予定価格	2,830,000,000円）
落札者	奥村・森下・文明屋 特定共同企業体

◇機械設備 ※表示は消費税を除いた価格

落札価格	655,700,000 円
（予定価格	660,000,000円）
落札者	ダイダン・つどい・剱水 特定共同企業体

◇電気設備 ※表示は消費税を除いた価格 10/1入札

落札価格	503,000,000 円
（予定価格	510,000,000円）
落札者	村尾・岸本 特定共同企業体

3工種の請負契約も成立

9月定例議会 最終日 9/28 可決

■決算審査特別委員会
補正予算審査特別委員会
委員会審査等
付託案件の採決
（表決結果は17頁）

■湯沢町統合文教施設建築工事請負契約の決定について

▼討　論（反対討論は下段に掲載）
反対討論…南雲　正
賛成討論…なし

▼採　決（11名）
『賛成7』多数で、可決

■湯沢町統合文教施設機械設備工事請負契約の決定について

▼採　決（11名）
『賛成8』多数で、可決

臨時議会 10/5 可決

■湯沢町統合文教施設電気設備工事請負契約の決定について

▼採　決（11名）
『賛成8』多数で、可決

湯沢町統合文教施設建築工事請負契約の締結について 「反対討論《要旨》」

僅差とはいえ、議会の総意として6億円」の事業費追加が決定した中で行なわれた入札結果については、法の規定に基づいて適正に入札がなされていれば異論をはさむことはできないが、2企業体のみの参加による入札は適正とは言えない。

地方自治法施行令では指名競争入札は「特定多数の参加者を選んで競争させ、最も有利な条件を提示した者との間に契約を締結する契約方法」とし、これを受けて湯沢町財務規則第154条では「指名競争入札に付そうとするときは、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない」と規定している。

2社の指名では競争の原理が働かず、法に定められた指名競争入札の目的が達しられないこと、町は設計変更を理由に建築工事の予定価格を4億1400万円上乗せし、落札者は前回の入札額32億円から4億200万円減額した落札率98・87％の入札結果は異常であり、適正に入札が行なわれたとは言い難い。

より崇高なものでなければならない湯沢の将来を担う子供たちの学び舎である学校建設が地域経済の論理に翻弄され、適正な競争入札の条件を欠くこととなってしまったことがうかがわれる本契約の締結には反対する。

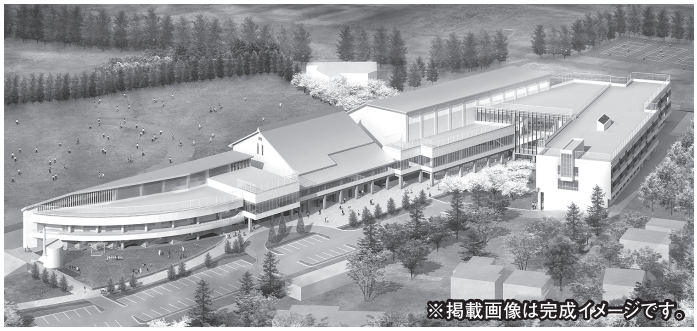
※掲載画像は完成イメージです。

議員全員協議会

◆湯沢高原について
ボブスレーリフト建設地、地質調査報告とSRSの累積欠損金確定の説明を受ける。

Q 岩原事業で利益を出してきたのに、湯沢高原だけの累積欠損金をSRSの欠損金とするのはおかしいのではないか。

◆中国観光プロモーション事業の今後の見通しについて
訪中プロモーションの中止等、本年度予定の招へい事業は再検討する報告あり。

◆三俣地域振興対策事業について
国はトイレ、情報コーナー、玄関を今年度完成予定。残りは来年度予定。
町は本体建築、電気設備工事、機械設備工事と管理業務を10月中旬発注。その他は来年予定。

◆湯沢町歴史民俗資料館指定管理者制度の導入について
平成25年4月1日より5年契約で指定管理に移行したいとの報告。

Q 性急すぎる。もっと時間をかけて考えるべき。

Q 指定管理の中身について委員会（総務文教）で何も話し合っていない。